

春日部市立医療センター面会基準

(目的)

第1条 この基準は、春日部市立医療センター（以下「センター」という。）の入院患者への面会に関し必要な事項を定め、院内の安全確保及び感染対策の徹底を図ることを目的とする。

(面会時間)

第2条 面会時間は、午後3時から午後7時までの間（土曜日、日曜日及び祝日の場合は、午後1時から午後7時までの間）で、原則として連続した30分間とする。

(面会の許可)

第3条 入院患者への面会ができる者は、当該患者及びその家族から事前に面会の許可を得た15歳以上の者とし、病室への入室は原則3名までとする。なお、当日を含め過去1週間以内に37.5℃以上の発熱又は風邪症状を有する場合その他病院の秩序維持若しくは患者の医療上の観点から必要と認められるときは、管理者は、面会を制限又は緩和することができる。

2 前項本文の規定により面会の許可を得た者は、マスクを着用の上、センター1階の時間外入口内の受付で入館手続きを行い、所定のセキュリティーカードを受け取った後、当該患者が入院している各病棟スタッフステーションにおいて、受け付けを行うものとする。

(面会の要請)

第4条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条に規定する面会時間の有無にかかわらず、随時面会を許可することができる。

- (1) 患者の家族その他あらかじめ面会の許可を得た者に対し、病院が来院を要請した場合
- (2) 患者の病状の急変その他緊急の事由により、病院が来院を要請した場合

(感染症流行時の対応)

第5条 感染症の流行時における感染状況に応じた面会の条件の変更については、感染対策委員会と協議の上、対応を決定するものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この基準は、管理者決裁のあった日から施行し、令和8年6月1日から適用する。